

新規学卒者等就職奨励金の申請を受け付けます

▷申請先/問い合わせ先=商工課労政係(☎内線111)

若年者の地元への就職及び定着を促進するとともに、地域の活性化を図るため、市内の事業所に就職した新規学卒者などに対し、大船渡商工会議所が発行する大船渡地域商品券を交付します。

▷交付対象=平成29年4月1日現在の年齢が35歳未満であって、市内の事業所に常用雇用者として雇用された新規学卒者、U・I・Jターン者
※常用雇用者とは、雇用保険の被保険者であって、雇用期間の定めがない、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された場合をいいます。

▷新規学卒者などの範囲=市内在住で、次のいずれかに該当する人

- ①新規学卒者=大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に、市内の事業所に就職した人(中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した人は除く)
- ②Uターン者=本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

③I・Jターン者=本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

▷奨励金の額=1人につき、大船渡地域商品券6万円分

▷申請期間=就職した日から6カ月経過後
※本年度は、平成29年4月1日から9月30日までに就職した人が対象となります。

▷申請方法=申請書類に必要事項を明記の上、申請してください。

※申請書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。



「起業、経営等無料相談会」 1月の開催日程

▷申込先/問い合わせ先=起業支援室(☎内線106/☎4477)

▷開催日時

- ・1月14日(日)=①午前9時②午前10時30分③正午
- ・1月25日(木)=①午後6時②午後7時30分

▷会場=リアスホール練習室2

▷相談時間=1人当たり90分まで

▷対象

- ・起業相談=市内で起業、第二創業、事業拡大を検討している人
- ・経営相談=市内で開業後、おおむね5年以内の人

▷相談内容=起業、第二創業、事業拡大などに関する計画の立て方、資金調達(補助金ほか)、各種届け出など

▷申込方法=申込書に必要事項を記入の上、起業支援室に直接申し込むか、ファクスまたはEメールでお申し込みください。

※申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

※Eメールアドレスは、申込書に記載してあります。

▷申込締切日

開催日の1週間前

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんを紹介します

▷問い合わせ先=農業委員会事務局(☎内線356)

農業委員会は、農地の権利移動や転用、農地利用に関する皆さんの相談役となって活動しています。

このたび任期満了に伴い、新しく10人の農業委員と10人の農地利用最適化推進委員が誕生しました。任期は、平成32年11月19日までの3年間です。

11月24日の第1回総会において、会長以下の役員、担当地域が次のとおり決定されましたのでお知らせします。

■農業委員(敬称略)

役職	氏名	担当地域
会長	菊地英浩	三陸町吉浜
会長職務代理者	熊谷玲子	末崎町
委員	金野たか子	盛町
	鈴木力男	日頃市町
	古内嘉博	赤崎町
	中村亨	三陸町越喜来
	廣澤恵美	猪川町
	細谷知成	立根町
	藤原重信	日頃市町
	佐々木信吉	三陸町綾里



■農地利用最適化推進委員(敬称略)

職名	氏名	担当地域
農地利用最適化推進委員	佐藤優子	大船渡町
	後藤達生	末崎町
	村上優司	末崎町
	浅野幸喜	赤崎町
	鈴木和雄	猪川町
	今野八重子	立根町
	木村マリ子	日頃市町
	畑中圭吾	三陸町綾里
	岡澤成治	三陸町越喜来
	渡邊岳夫	三陸町吉浜

不法投棄は犯罪です~きれいで住みよいまちづくりに取り組みましょう~

▷問い合わせ先=市民環境課環境衛生係(☎内線125)

山林や空き地への不法投棄は、土壌や水質が汚染されるなど環境問題につながる重大な犯罪です。市民の皆さんも不法投棄の防止に努め、きれいで住みよいまちづくりに取り組みましょう。



市内の不法投棄の現場

■不法投棄には厳しい罰則があります

不法投棄をした人は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金またはその両方の罰則が科せられます。

■市の不法投棄対策

市では、衛生監視員を委嘱してパトロールを行っているほか、投棄されやすい場所へ看板を設置するなどしています。警察と連携して行為者の特定に至ったケースもあります。

■不法投棄されにくい環境を整えましょう

土地の所有者(管理者)は自分の土地に不法投棄されたときは、捨てた人が不明な場合、自らの責任でそのごみを処理しなければなりません。「草が伸び放題」「ごみが散らかっている」など、管理されていない土地は不法投棄されやすくなります。こまめに草刈りをしたり、柵を設置したりするなど、不法投棄されにくい環境を整えましょう。